

一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画
(令和4年度～令和13年度)
(案)

令和4年3月
山 県 市

計画策定の背景と趣旨

第1節	計画策定の趣旨	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	4
第2節	計画の範囲	5
1.	計画対象区域	5
2.	計画の範囲	5
3.	計画の目標年度	6
4.	計画の構成	7
第3節	計画を取り巻く状況	8
1.	地域の概況	8
2.	関連計画	17

第一部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状整理

第1節	ごみ処理の概要	20
1.	ごみ処理事業の沿革	20
2.	ごみ処理状況フロー	21
第2節	ごみ排出の状況及びごみの性状	22
1.	ごみ排出の状況	22
2.	ごみの性状	30
第3節	ごみの排出抑制・資源化の状況	32
1.	ごみの排出抑制に向けた取り組み状況	32
2.	資源化の取り組み状況	35
第4節	収集・運搬の状況	40
1.	収集・運搬体制	40

第5節	中間処理の状況	42
1.	中間処理体制	42
2.	中間処理の実績	43
第6節	最終処分の状況	45
1.	最終処分体制	45
2.	最終処分の実績	46
第7節	廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の状況	48
1.	温室効果ガス排出量の実績	48
第8節	ごみ処理経費	49
1.	ごみ処理経費	49
第9節	ごみ処理の評価	51
1.	一般廃棄物処理システムによる評価	51
第10節	課題の整理	54
1.	排出抑制	54
2.	資源化	54
3.	収集・運搬	54
4.	中間処理	54
5.	最終処分	55
6.	その他	55

第2章 将来予測

第1節	推計方法	56
1.	推計方法	56
第2節	将来予測	57
1.	人口の予測	57
2.	ごみ排出量の予測	58
3.	リサイクル率の予測	59
4.	最終処分量の予測	60

第3章 基本方針

第1節 基本方針	61
1. 基本理念	61
2. 基本方針	62
第2節 達成目標	63
1. ごみ排出量の削減目標	63
2. リサイクル率の目標	64
3. 最終処分量の目標	65
4. 目標年次のごみ処理状況フロー	66

第4章 基本計画

第1節 ごみ処理の主体	67
1. ごみ処理の主体	67
第2節 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の創造について	68
1. 域循環共生圏（ローカルSDGs）の概念	68
2. 排出抑制・資源化に向けた方策の概念	69
第3節 排出抑制・再資源化計画	71
1. 排出抑制・再資源化計画	71
2. 資源化の方策	76
第4節 収集・運搬計画	78
1. 収集・運搬	78
2. 収集区域	79
3. 分別形態	79
4. 収集・運搬体制	79
第5節 中間処理計画	80
1. 中間処理方法	80
第6節 最終処分計画	81
1. 最終処分方法	81
第7節 その他の計画	82
1. 不法投棄等対策	82
2. 大災害時の対策	82

3. 感染症対策の推進	82
-------------	----

第二部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状整理

第1節 生活排水処理の概要	83
1. 生活排水処理フロー	83
2. 生活排水関係施設の整備状況	84
第2節 生活排水処理の状況	86
1. 生活排水処理形態別人口	86
2. し尿・浄化槽汚泥の排出状況	88
3. 一人一日あたりし尿・浄化槽汚泥の排出状況	89
第3節 収集・運搬の状況	90
1. 収集・運搬体制	90
第4節 中間処理の状況	90
1. 中間処理体制	90
第5節 最終処分の状況	91
1. 最終処分体制	91
第6節 生活排水処理経費	92
1. 生活排水処理経費	92
第7節 課題の整理	94
1. 下水道整備	94
2. 浄化槽	94
3. 収集・運搬	94

第2章 将来予測

第1節 推計方法	96
1. 推計方法	96
第2節 将来予測	97
2. 生活排水処理形態別人口の予測	97
3. し尿・浄化槽汚泥量の予測	99

第3章 基本方針

第1節 基本方針	100
1. 基本理念	100
2. 基本方針	101
第2節 達成目標	102
1. 生活排水処理の目標	102

第4章 基本計画

第1節 生活排水処理の主体	103
1. 生活排水処理の主体	103
第2節 基本計画	104
1. 生活排水処理区域	104
2. 施設整備計画の概要	104
第3節 収集・運搬計画	104
1. 収集区域	104
2. 収集・運搬方法	104
第4節 中間処理計画	104
1. 中間処理方法	104
第5節 最終処分計画	105
1. 最終処分方法	105
第6節 その他の計画	105
1. 市民に対する広報・啓発活動	105
2. 地域に関する諸計画との連携	105

資料編

1. アンケート調査結果

1－1. 調査概要	107
1. 調査目的	107
2. 調査方法	107
3. 配布・回収状況	107
4. 報告書の見方	107
1－2. 調査結果	108
1. 調査結果	108
1－3. 総括	115
1. 総括	115

2. 将来推計

2－1. 行政区域内人口の予測	117
1. 山県市人口ビジョンによる推計方法	117
2. 人口の推移	118
2－2. ごみ排出量の実績及び予測	119
1. トренд推計法による推計方法	119
2. ごみ排出量の実績及び予測（現状推移ケース）	120
3. ごみ排出量の実績及び予測（目標達成ケース）	122
2－3. ごみ量の予測	124
1. 家庭系ごみの予測	124
2. 事業系ごみの予測	143
3. その他ごみの予測	157
4. 焼却処理の見方	167
2－4. 生活排水処理人口の将来予測	168
1. 生活排水処理人口の将来予測	168
2. 生活排水処理世帯の将来予測	169
2－5. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測	170
1. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測	170

計画策定の背景と趣旨

計画策定の背景と趣旨

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

大量生産・大量消費の経済社会活動から豊かさや快適さをもたらした一方で、大量廃棄型の社会を形成し、環境負荷の増大や天然資源の枯渇、地球温暖化など人類の存続基盤に関わる地球規模での環境問題に直面しています。

このため、国では「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づき、循環社会の形成に関する取り組みを推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を進めています。

また、平成27年9月の国連総会において、持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成される2030年までの国連目標「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。SDGsは、先進国、発展途上国全ての国を対象としており、我が国においてもSDGsの推進が求められており、自治体においてもSDGsを踏まえた世界基準の取り組みが必要となります。

さらに、令和4年4月にプラスチック新法案が施行され、プラスチック使用製品の設計指針、特定プラスチック使用製品の使用合理化、市町村の分別分別収集・再商品化等5つの取組指針が定められました。

こうした中、本市では、平成24年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」により、ごみの排出抑制の向上や資源化の推進を掲げ、ごみの減量化に努めてきたほか、市北部においては合併処理浄化槽設置促進、市南部においては下水道の整備及び接続促進により、生活排水の適切な処理を進めてきました。

以上のような背景から、更に廃棄物の減量化や資源を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立った循環型社会の形成を進めるため、前計画の施策と目標値を見直し、「一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」を策定します。

■SDGsの関連項目



〔SDGsの関連項目〕

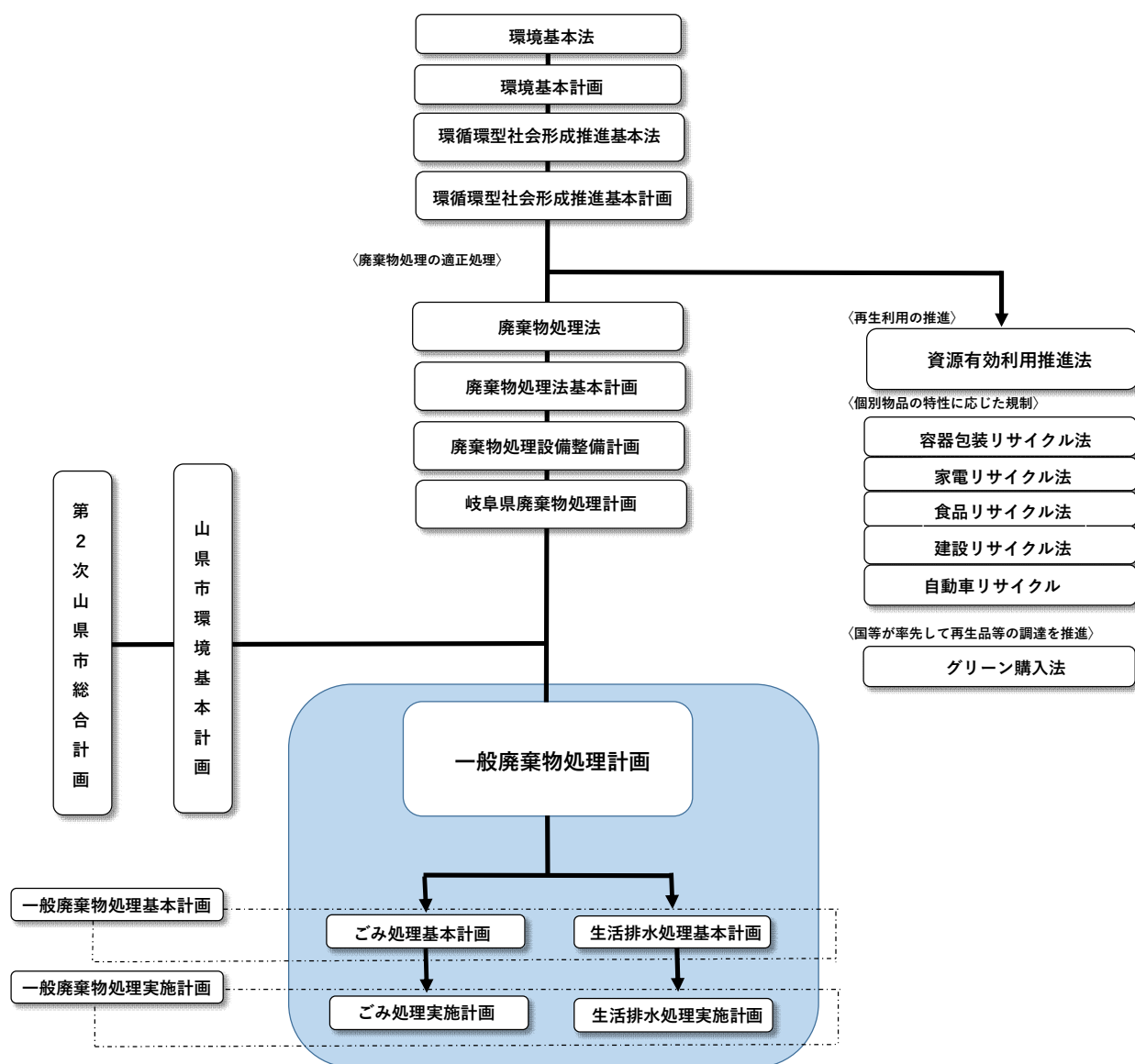
水・衛生 	ターゲット : 2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
	ターゲット : 3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	ターゲット : b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。
都市 	ターゲット : 6	2030年までに、大気の水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	ターゲット : b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
生産・消費 	ターゲット : 3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食糧の損失を減少させる。
	ターゲット : 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

生産・消費 	ターゲット : 5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	ターゲット : 6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう推奨する。
	ターゲット : 7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	ターゲット : 8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
気候変動 	ターゲット : 3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
海洋資源 	ターゲット : 1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動における汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	ターゲット : 2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
実施手段 	ターゲット : 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

2. 計画の位置付け

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定めることとされています。本計画は、この法的根拠に基づき策定するものであり、市町村における一般廃棄物処理に関する長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である山県市総合計画で掲げられている、ごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画となります。

■図 0-1 計画の位置付け



第2節 計画の範囲

1. 計画対象区域

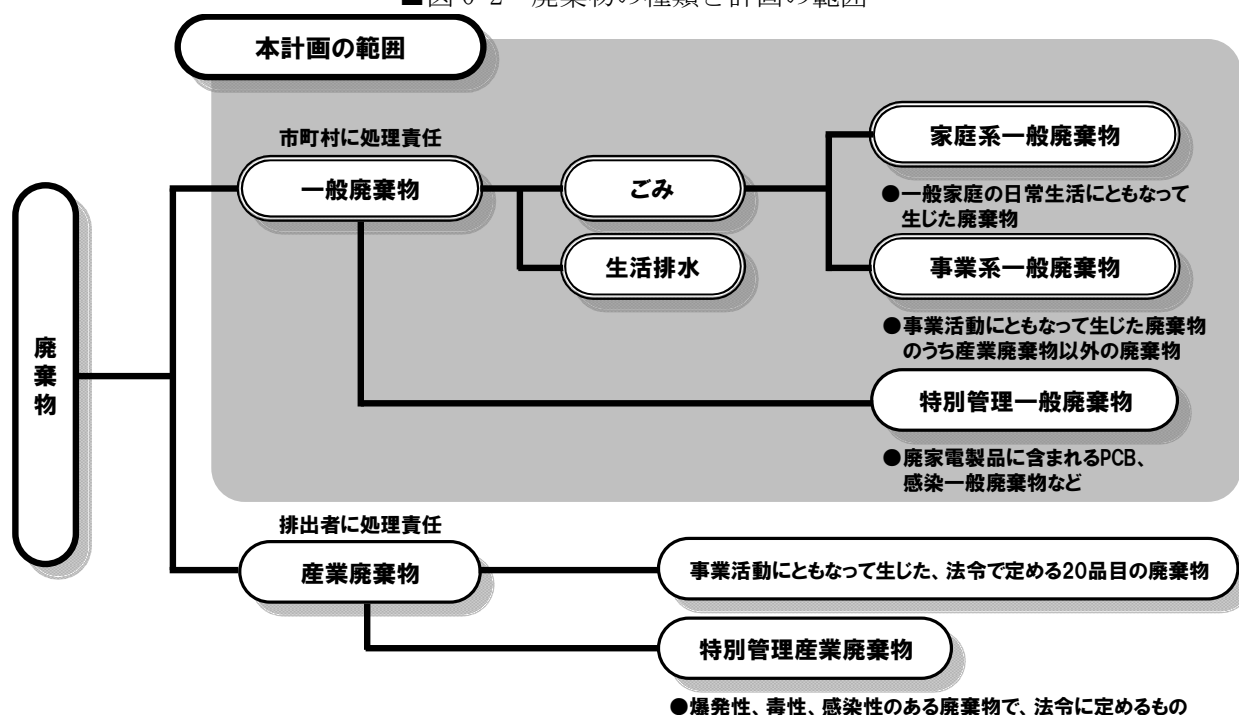
計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

2. 計画の範囲

本計画の範囲は、本市全域から発生する一般廃棄物とします。また、対象となる一般廃棄物（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び生活排水）について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記するものとします。

廃棄物の種類と本計画の範囲を以下に示します。

■図 0-2 廃棄物の種類と計画の範囲



※特別管理一般廃棄物は、本市では直接収集・運搬処分をしておらず、許可処理業者において処理処分しています。

コラム① 一般廃棄物と産業廃棄物の違い

産業廃棄物とは、あらゆる産業活動に伴って発生する廃棄物のことで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められたもののことを言います。業種に関係なく産業廃棄物に該当されるものと、業種により産業廃棄物に該当するものに区分されます。これに対して一般廃棄物とは、主に家庭やオフィスなどから出るごみで、産業廃棄物以外のものを言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のある廃棄物で、法令等に定められる、特別な管理を要する廃棄物は特別管理産業廃棄物と言います。一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれるPCB、感染一般廃棄物など、特別な管理を要する廃棄物は特別管理一般廃棄物と言います。



3. 計画の目標年度

一般廃棄物（ごみ）処理計画策定指針（平成 28 年 9 月・環境省）において、一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度は、おおむね 10 年から 15 年と設定されています。したがって、本計画の計画期間を 10 年とし、目標年度は令和 13 年度とします。

また、本計画はおおむね 5 年ごとに見直すことを基本として、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直しを行います。

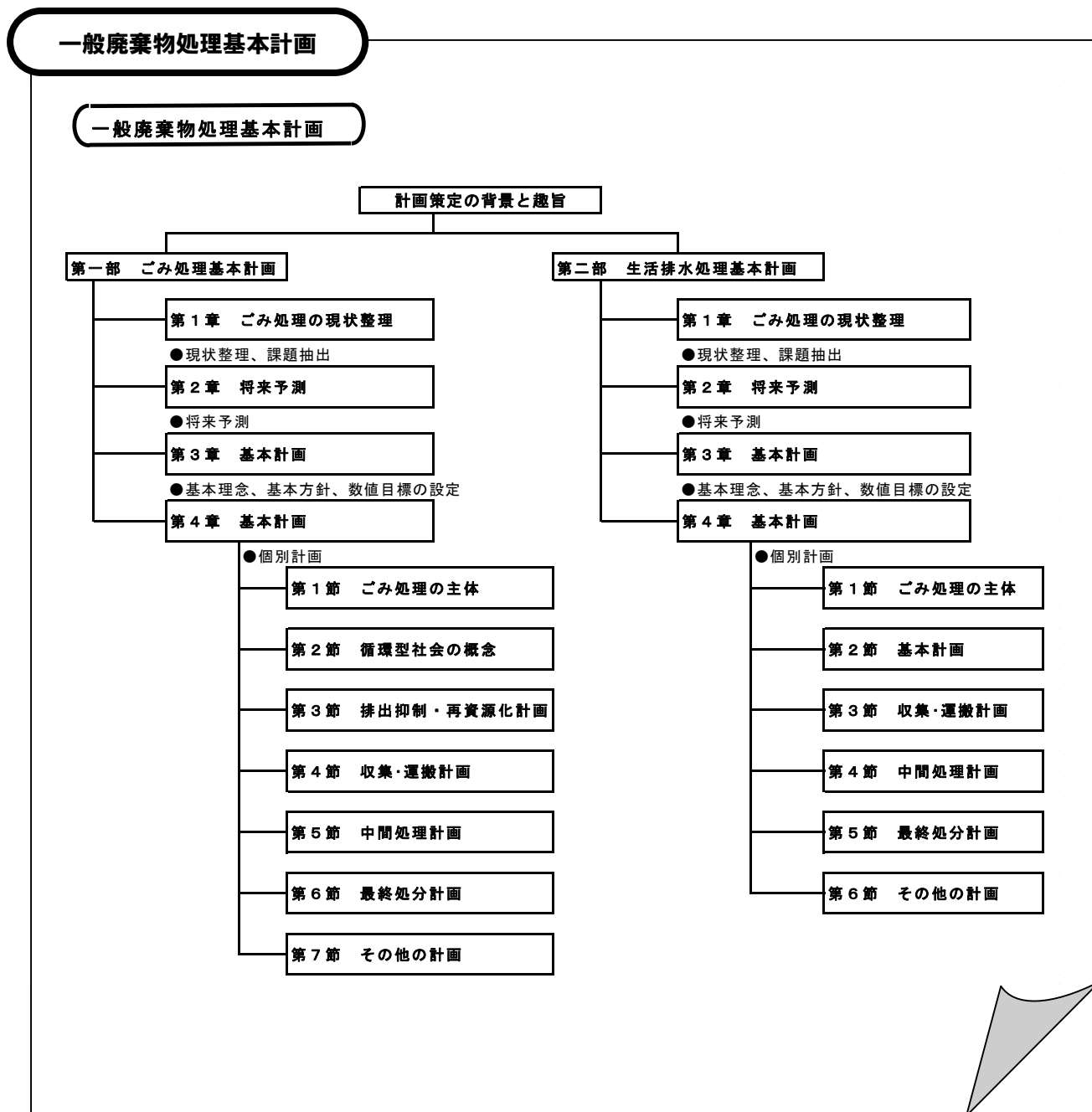
■図 0-3 計画期間と目標年度

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
内容・計画期間	◆計画策定	計画期間									
						◆中間目標年度					◆目標年度

4. 計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画とで構成されています。本項では、一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）における基本的な事項を示し、以降、第一部をごみ処理基本計画、第二部を生活排水処理基本計画としています。

■図 0-4 計画の構成



第3節 計画を取り巻く状況

1. 地域の概況

(1) 位置・地勢

本市は岐阜県の西寄りに位置し、岐阜市の北側に隣接する位置にあります。

地勢は北に高く、南に低くなっており、市北部では山地丘陵部が多く、北端の日永岳（1,216m）を最高峰として枝状の山地が広がり、市南部では 200m 級の連峰によって囲まれた盆地状の地形が形成されています。また、山間を沿って流れる長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いには耕地が分布しています。

平成 15 年に高富町、伊自良村及び美山町との 3 町村の合併により、南北方向約 25km、東西方向約 14km の範囲に広がり、約 22,198ha の面積を有しています。

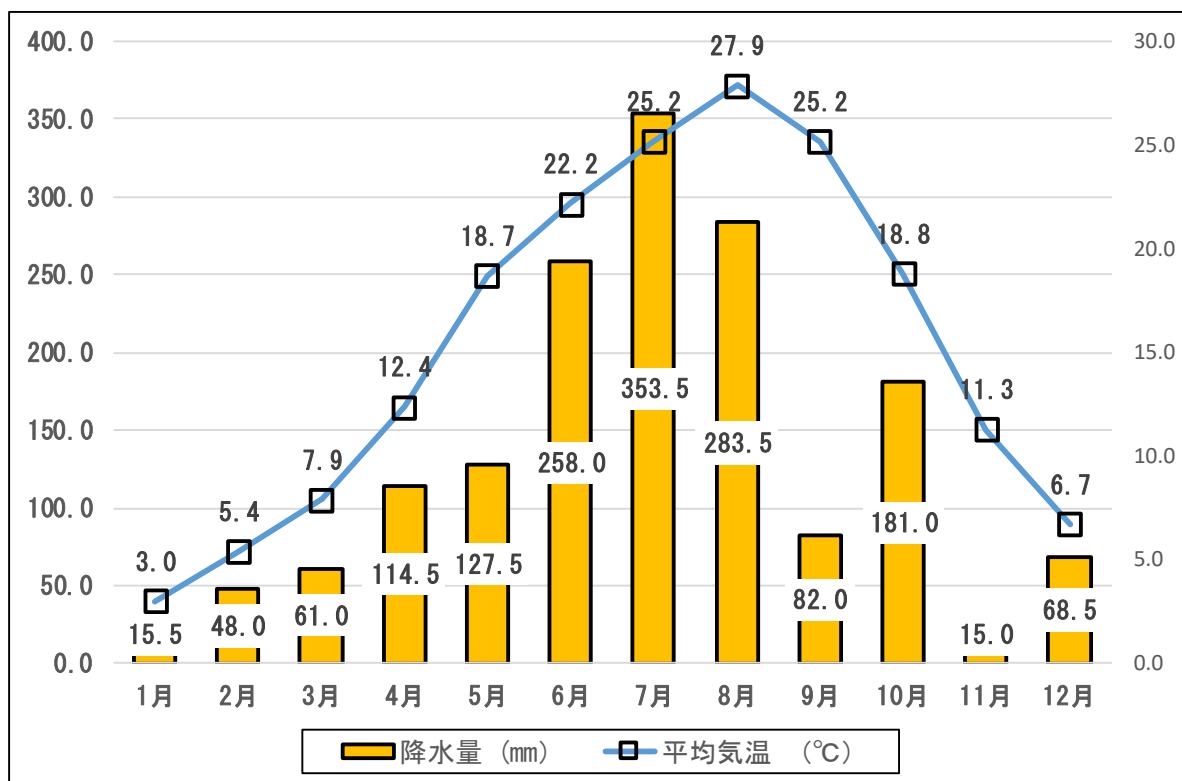
■図 0-5 位置図



(2) 気象

令和元年における平均気温は 15.4℃であり、年間降水量は 1,608.0mm です。

■図 0-6 気象概要（令和元年）



■表 0-1 気象概要（令和元年）

月/区分	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	風向・風速	
			平均風速 (m/s)	最多風向
1月	3.0	15.5	3.0	南西
2月	5.4	48.0	3.5	南西
3月	7.9	61.0	3.4	西南西
4月	12.4	114.5	3.9	南西
5月	18.7	127.5	3.7	西南西
6月	22.2	258.0	3.1	西南西
7月	25.2	353.5	2.5	西南西
8月	27.9	283.5	3.4	南西
9月	25.2	82.0	2.7	南西
10月	18.8	181.0	2.6	南西
11月	11.3	15.0	2.6	西南西
12月	6.7	68.5	2.1	西南西
年間	15.4	1608.0	3.0	南西・西南西

※山県市市勢要覧 2020年版 資料編

(3) 水象

本市の主な河川を以下に示します。本市の河川はいずれも木曽川水系の長良川流域に属し、美山地域を流れる武儀川、高富地域の鳥羽川及び伊自良地域を流れる伊自良川などいくつかの支流があります。武儀川の支流には神崎川、日永谷川、西洞川、エゴ川があり、日永谷川にはさらに出戸川が合流しています。

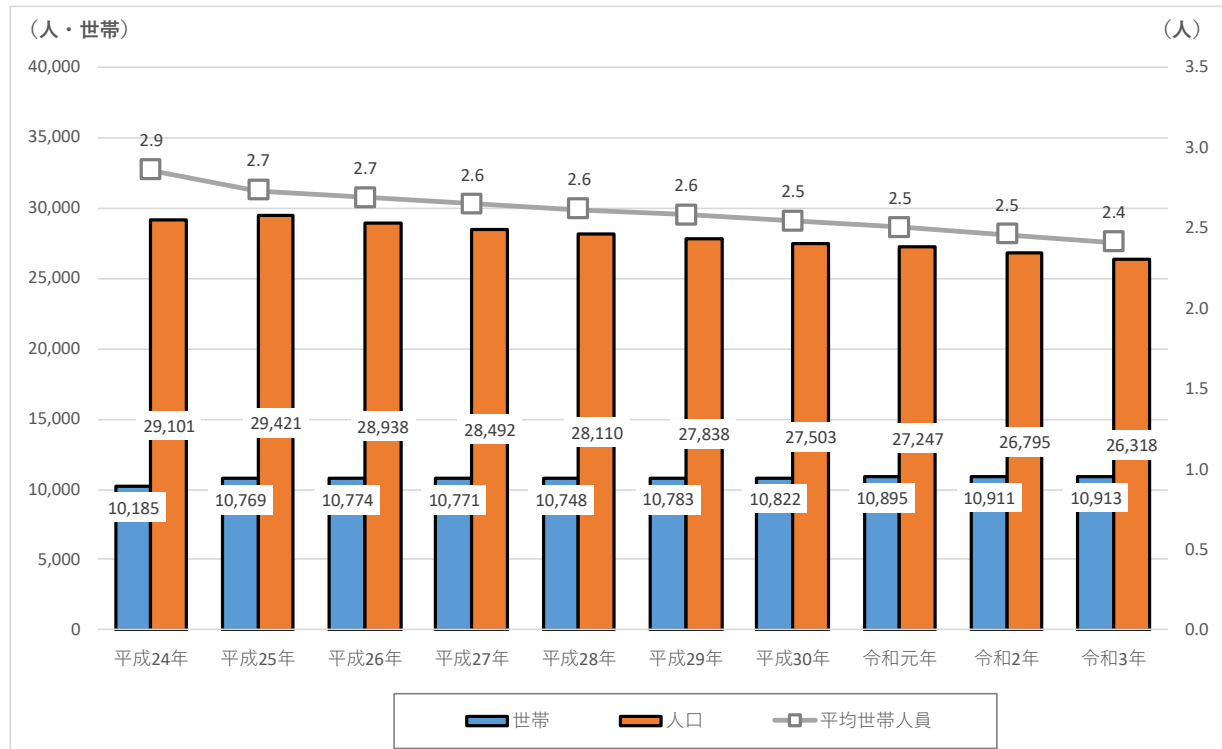
■ 図 0-7 河川概況図



(4) 人口及び世帯数

令和3年における人口は26,318人であり、世帯数は10,913世帯となっています。経年変化をみると、年々人口は減少し、世帯数は増加しているため、平均世帯人員は減少傾向にあります。

■図 0-8 人口及び世帯数の推移



■表 0-2 人口及び世帯数の推移

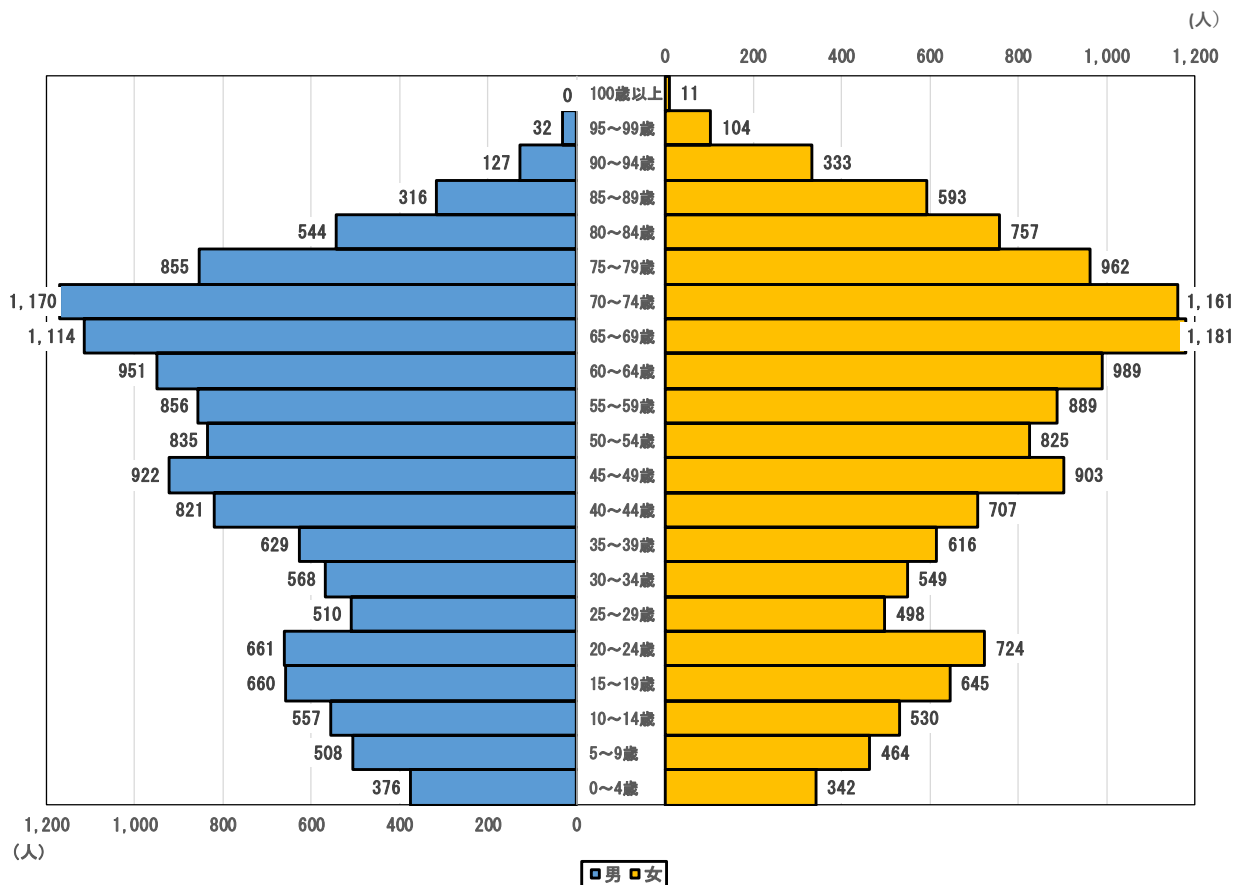
年/区分	世帯数 (世帯)	総数 (人)			平均世帯 人員 (人)	人口対前年 増加率 (%)	人口密度 (人/ k m ²)
			男 (人)	女 (人)			
平成24年	10,185	29,101	14,270	14,831	2.9	—	131.1
平成25年	10,769	29,421	14,238	15,183	2.7	1.01	132.5
平成26年	10,774	28,938	14,017	14,921	2.7	0.98	130.4
平成27年	10,771	28,492	13,796	14,696	2.6	0.98	128.4
平成28年	10,748	28,110	13,629	14,481	2.6	0.99	126.6
平成29年	10,783	27,838	13,488	14,350	2.6	0.99	125.4
平成30年	10,822	27,503	13,340	14,163	2.5	0.99	123.9
令和元年	10,895	27,247	13,212	14,035	2.5	0.99	122.7
令和2年	10,911	26,795	13,012	13,783	2.5	0.98	120.7
令和3年	10,913	26,318	12,822	13,496	2.4	0.98	118.6

※各年4月1日現在
 ※山県市ホームページ
 ※住民基本台帳人口

(5) 人口構造

令和3年における年齢別3区分人口は、男女別にそれぞれ年少人口が1,441人、1,336人、生産年齢人口が7,413人、7,345人、老年人口が4,158人、5,102人となっており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

■図 0-9 年齢別人口(令和3年)



■表 0-3 年齢別人口(令和3年)

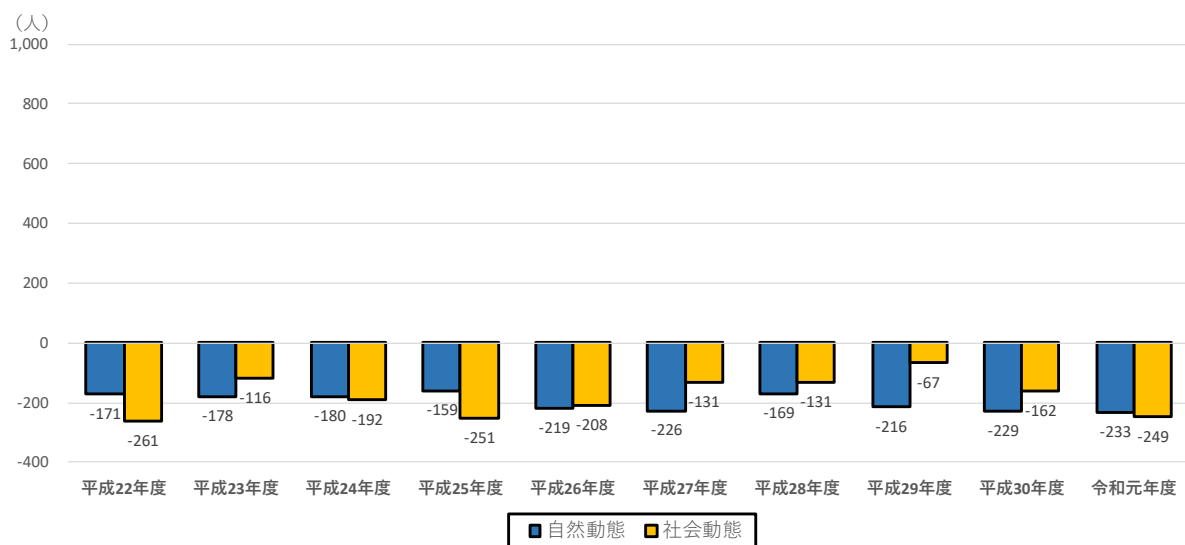
区分	年少人口(15歳未満)		生産年齢人口(15歳~64歳)		老年人口(65歳以上)		総人口 (人)
	男	女	男	女	男	女	
年齢別人口(人)	1,441	1,336	7,413	7,345	4,158	5,102	26,795
構成比率(%)	5.4	5.0	27.7	27.4	15.5	19.0	

※4月1日現在
 ※住民基本台帳
 ※転出予定者を含みます。

(6) 人口動態

令和元年度における自然動態は、出生者数が 112 人であり、死亡者数が 345 人となっています。また、社会動態は、転入者が 641 人であり、転出者が 890 人となっています。経年変化でみると、毎年自然動態、社会動態ともに減少しています。

■図 0-10 人口の自然動態・社会動態の推移



■表 0-4 人口の自然動態・社会動態の推移

(単位：人)

年度／区分	自然動態			社会動態			総増減数
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成22年度	157	328	-171	799	1060	-261	-432
平成23年度	154	332	-178	893	1009	-116	-294
平成24年度	165	345	-180	1194	1386	-192	-372
平成25年度	150	309	-159	1122	1373	-251	-410
平成26年度	135	354	-219	1214	1422	-208	-427
平成27年度	140	366	-226	1125	1256	-131	-357
平成28年度	140	309	-169	1134	1265	-131	-300
平成29年度	120	336	-216	926	993	-67	-283
平成30年度	119	348	-229	835	997	-162	-391
令和元年度	112	345	-233	641	890	-249	-482

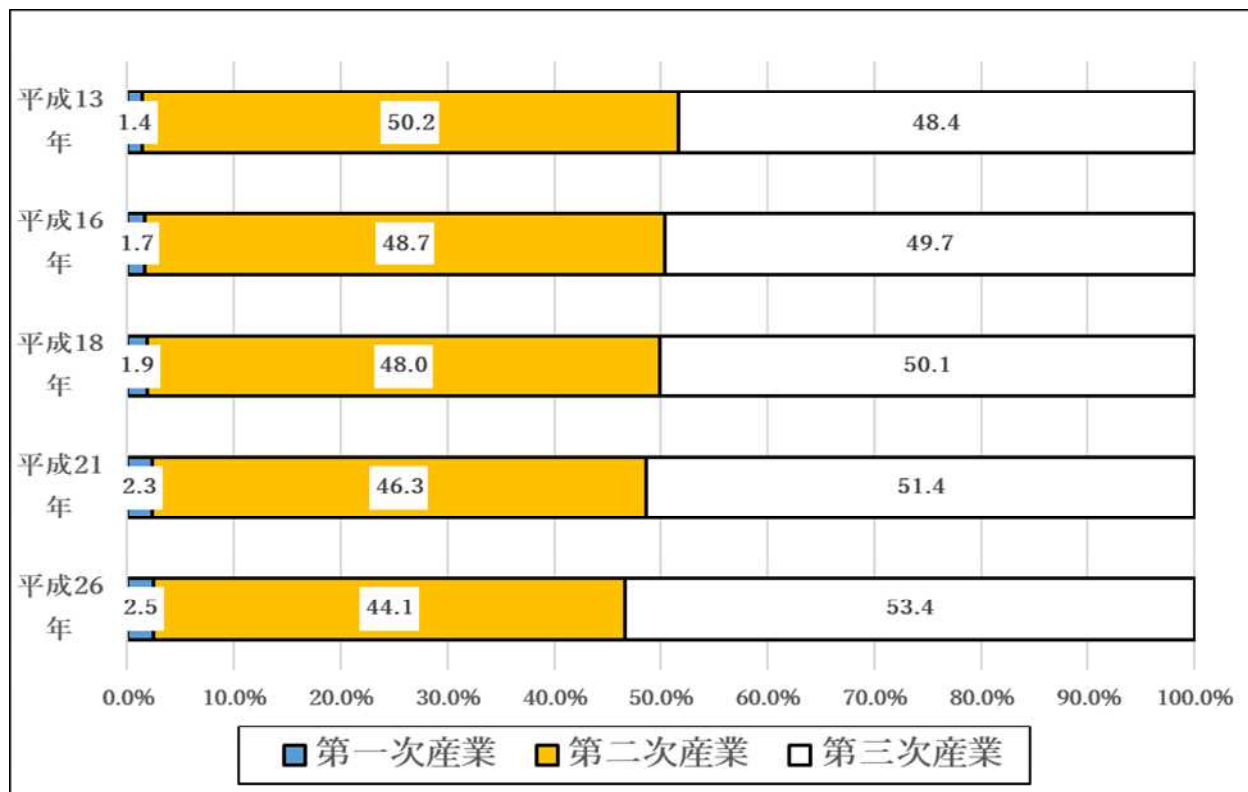
※岐阜県人口動態統計調査

※自然動態、社会動態及び人口動態は、当該年 10 月 1 日から次年 9 月 30 日までの動態数

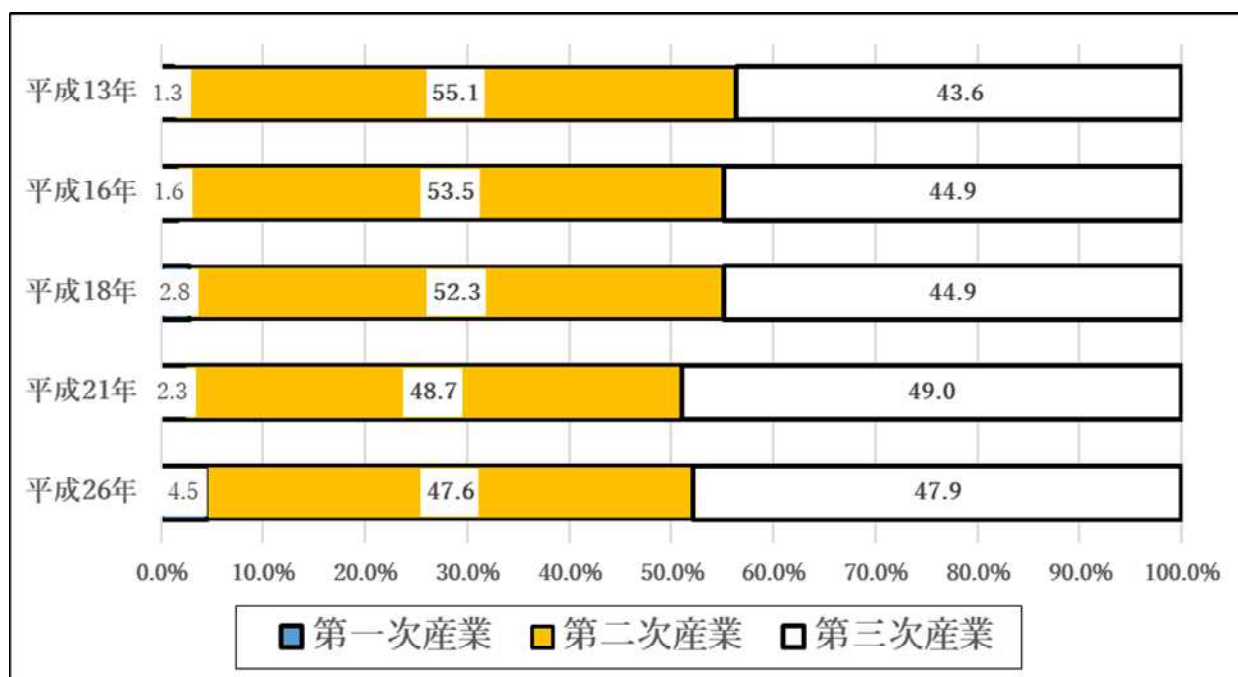
(7) 産業

本市の産業構造を平成13年以降でみると、建設業と製造業の第二次産業の割合と、卸売小売飲食店とサービス業を主とする第三次産業の割合が逆転し、事業所数及び就業者数ともに第三次産業の増加がみられます。

■図 0-11 事業所数の構成比（民営）



■図 0-12 従業者数の構成比（民営）



■表 0-5 事業所数及び従業者数（民営）

年/区分	項目		第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成13年	事業所	事業所数（件）	24	847	818
		構成比（％）	1.4	50.2	48.4
	従業員	従業員数（人）	140	5,768	4,569
		構成比（％）	1.3	55.1	43.6
平成16年	事業所	事業所数（件）	27	789	805
		構成比（％）	1.7	48.7	49.7
	従業員	従業員数（人）	160	5,389	4,523
		構成比（％）	1.6	53.5	44.9
平成18年	事業所	事業所数（件）	29	726	758
		構成比（％）	1.9	48.0	50.1
	従業員	従業員数（人）	282	5,251	4,514
		構成比（％）	2.8	52.3	44.9
平成21年	事業所	事業所数（件）	34	700	777
		構成比（％）	2.3	46.3	51.4
	従業員	従業員数（人）	238	5,031	5,056
		構成比（％）	2.3	48.7	49.0
平成26年	事業所	事業所数（件）	33	597	723
		構成比（％）	2.5	44.1	53.4
	従業員	従業員数（人）	464	4,898	4,934
		構成比（％）	4.5	47.6	47.9

※ 総務省 事業所・企業統計調査

※ 平成21年及び平成26年は経済センサス-基礎調査

※ 平成13年は旧高富町、伊自良村、美山町の合算値

※ 平成13年、平成18年は10月1日現在、平成21年、平成26年は7月1日現在、平成16年は6月1日現在

■表 0-6 事業所数及び従業者数詳細（民営）

区分		事業所数 （件）	従業者数 （人）
第一次	農業、林業	33	464
	漁業	-	-
第二次	鉱業、採石業、砂利採取業	1	4
	建設業	231	945
	製造業	365	3,949
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	情報通信業	1	4
	運輸業、郵便業	11	204
	卸売業、小売業	264	1,621
	金融業、保険業	8	123
	不動産業、物品賃貸業	13	50
	学術研究、専門・技術サービス業	28	94
	宿泊業、飲食サービス業	92	532
	生活関連サービス業、娯楽業	88	359
	教育、学習支援業	23	119
	医療、福祉	76	1,347
	複合サービス業	15	121
	サービス業（他に分類されないもの）	104	360
全産業		1,353	10,296

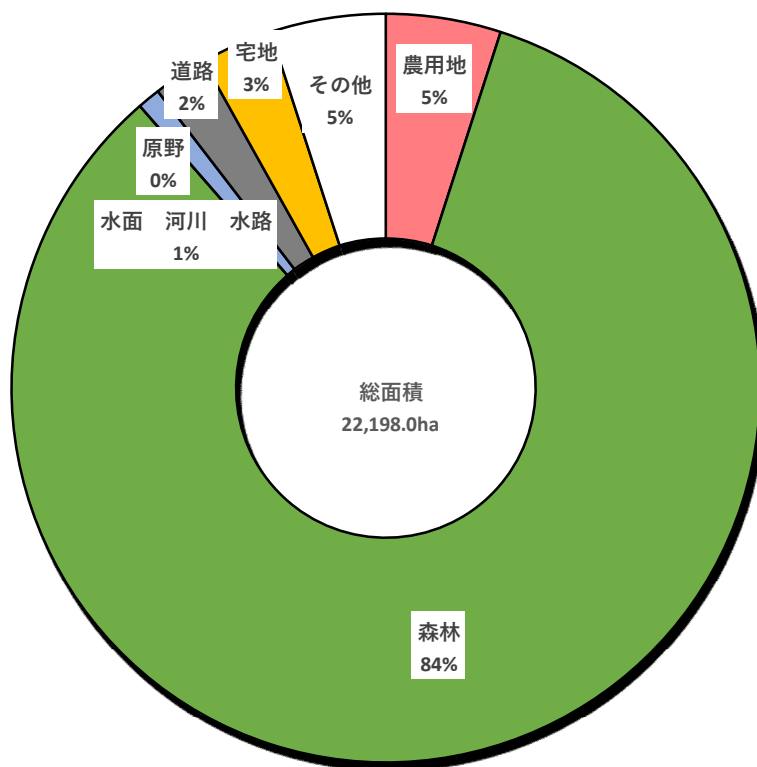
※ 平成26年経済センサス-基礎調査

※ 平成26年7月1日現在

(8) 土地利用

本市の土地利用状況をみてみますと、約 84%の 18,563ha が森林となっており、次いで農用地が 1,103ha、宅地は 688ha と全体の約 3%となっています。北部地域は長良川支流の谷間に集落が点在する過疎地域ではありますが、南部においては都市計画地域として住宅が密集し、住宅地としての土地利用が進められています。

■図 0-13 地目別土地面積の状況（令和元年）



■表 0-7 地目別土地面積の推移

単位:(ha)

年/区分	総面積	農用地	森林	原野	水面 河川 水路	道路	宅地	その他
平成25年	22,204	1,175	18,575	-	220	518	680	1,036
平成26年	22,198	1,163	18,574	-	219	519	682	1,041
平成27年	22,198	1,147	18,574	-	219	519	682	1,057
平成28年	22,198	1,139	18,564	-	218	520	686	1,071
平成29年	22,198	1,126	18,564	-	218	520	686	1,084
平成30年	22,198	1,113	18,565	-	217	519	686	1,098
令和元年	22,198	1,103	18,563	-	216	520	688	1,108

※各年 10 月 1 日現在現在

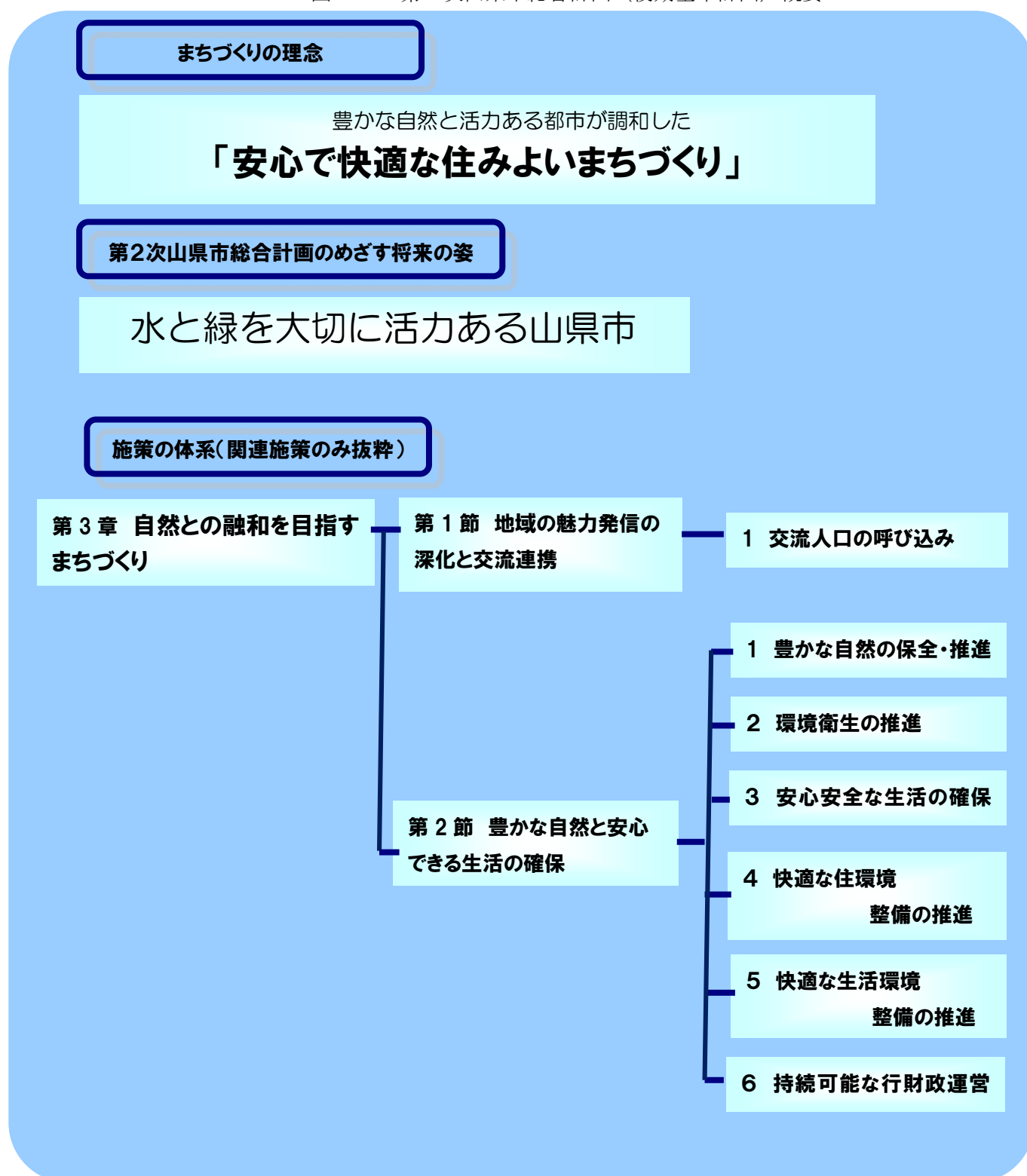
※岐阜県統計 市町村別、地目別面積

2. 関連計画

(1) 第2次山県市総合計画

本市では、第2次山県市総合計画（後期基本計画）を策定し、「豊かな自然と活力ある都市が調和した『安心して快適な住みよいまちづくり』」を基本理念として掲げ、理念に沿った基本構想、基本計画及び各施策の展開が示されています。

■図 0-14 第2次山県市総合計画（後期基本計画）概要



(2) 山県市環境基本計画

本市では、山県市環境基本計画を策定し、「環境の良さが実感できるまち やまがた～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～」を基本理念として掲げており、理念に沿った基本目標及び各施策の展開が示されています。

■図 0-15 山県市環境基本計画の施策の体系（関連施策のみ抜粋）

基本理念	環境の良さが実感できるまち やまがた ～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～			
（循環型社会、地球温暖化対策） 資源とエネルギーを大切に する循環のまち	3-1	3 Rとごみの適正処理の 推進	3-1-1	ごみの排出抑制・減量化
			3-1-2	再使用・再利用の促進
			3-1-3	ごみの適正処理
	3-2	地球温暖化対策の推進	3-2-1	省資源、省エネルギーの推進
			3-2-2	地産地消の推進

(3) 第3次岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は、令和2年度に第3次岐阜県廃棄物処理計画の中で、市町村の役割として、一般廃棄物の処理について、総括的な責任を負うとともに住民の生活に密着した循環型社会の形成に向けて、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、住民や事業者の自主的な取組を促進する必要があるとされています。

■図 0-16 第3次岐阜県廃棄物処理計画の基本的な考え方

基本方針**資源循環型社会の形成**

施策の柱

1. 【廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進】

●ごみ減量化の推進、リサイクルの推進●廃棄物の適正処理の推進

2. 【美しい生活環境の保全】

●不法投棄等の不適正処理対策の徹底●街や川の清掃など海洋ごみ対策の推進

3. 【災害・感染症・気候変動への備え】

●災害廃棄物処理対策の推進●感染症対策の推進●気候変動への対応

4. 【各主体との連携強化】

●プラスチック資源循環推進のための会議の開催●SNS等を活用した緩やかなつながりの構築●各市町村の廃棄物処理状況や取組事例の共有●取組効果を見える化する仕組の構築

■表 0-8 第3次岐阜県廃棄物処理計画の目標

項目	目標年度	目標
(ア) 排出量	令和7年度	平成30年度実績から13%削減
	令和12年度	平成30年度実績から21%削減
(イ) 再生利用量	令和7年度	再生利用率を28%に向上
	令和12年度	再生利用率を29%に向上
(ウ) 最終処分量	令和7年度	最終処分量を平成30年度実績から16%削減
	令和12年度	最終処分量を平成30年度実績から26%削減